

(参考)

## 令和6年度 国民年金等事務に係る市町村との協力・連携計画書

### 記入上の留意ポイント

都道府 県番号	都道府県名	市町村 番 号	市 町 村 名

都道府県番号を半角数字  
にて入力してください。

市町村番号を半角数字にて  
入力してください。

令和6年度 国民年金等事務に係る市町村との協力・連携計画書

都道府 県番号	都道府県名	市町村 番号	市 町 村 名
0	0	0	0

時 期 協力・連携	実施スケジュール			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
<p>実施スケジュールの作成にあたっては、日本年金機構(年金事務所等)と協議すること。                      ※スケジュールの中に、計画書の作成について日本年金機構(年金事務所等)と協議した日を記入してください。</p>				

令和6年度 国民年金等事務に係る市町村との協力・連携計画書

都道府 県番号	都道府県名	市町村 番号	市 町 村 名
0	0	0	0

協力・連携の内容	資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 (交付要綱の8の(1))
----------	--

実 施 計 画	積 算 内 訳
---------	---------

資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付の促進

納付督促件数(見込) 6年1月～令和6年12月 (a)	単 価 (b)	算 定 額 ① (c) (a×b)
0 件	220 円	0 円

[実施する内容]

- 受付窓
- 受付窓口等に各
- その他 (  )

「実施する内容」について、該当する場合は、プルダウンで「レ」を選択してください。

[その他特記すべき事項]

任意加入被保険者(日本に住所を有しない者を除く)については、口座振替受理までが法定受託事務となるため、計上できません。

様式第4号「国民健康保険等の公金と併せた口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進」と重複計上はしないでください。

※ この3つの件数は、市町村での納付督促等のうち、実際に口座振替、クレジットカード納付、前納が年金事務所等に提出された件数を計上しますので、年金事務所での確認が必要となります。どのような方法で件数の把握をするのかを年金事務所と事前に協議してください。

(例) 口座振替申出件数及びクレジットカード納付申出件数について、納付督促等を行った際に渡す各申出書に市町村名の入ったゴム印を押印するなど年金事務所等で確認する方法等により、市町村の納付督促等が申出に結びついたことが分かるようにしておく。  
また、その場合、年金事務所等から印の付いた申出書の件数を報告してもらうよう事前に年金事務所等と協議すること。  
(注) 上記について、申出書に印を付す以外の方法(市町村で対象者リストを作成し年金事務所等で確認する等)を禁止するものではありません。

(ア)の届を受理した際及び(イ)の手続きの際に保険料の納付督促等を行った件数を計上してください。  
※(ア)の資格取得届には、種別変更届も含めて見込件数を計上してください。  
※(イ)に含む住所変更届の件数には、転入及び転居(同一市町村内)の見込件数を計上してください。転出の件数は計上できません。  
※(イ)については、氏名変更及び住所変更の際に納付督促を実施していれば届を受理していなくても計上できます。  
※件数の数値については前年度実績を参考にしてください。

窓口で被保険者等に口座振替制度について案内し、その結果申出書が年金事務所等に提出された件数を見込計上してください。  
※年金事務所へ照会するなど、各市町村において把握をしてください。

窓口で被保険者等にクレジットカード納付制度について案内し、その結果申出書が年金事務所等に提出された件数を見込計上してください。  
※年金事務所へ照会するなど、各市町村において把握をしてください。

窓口で被保険者から前納(年度末まで、6ヶ月、1年、2年、早割)の申出があり、市町村から年金事務所等へ文書(届の備考欄等を含む)やFAX、電話等で納付書の作成を依頼した件数並びに、口座振替、クレジットカードによる前納の申出書が年金事務所等に提出された件数を見込計上してください。

内 訳	納付督促件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月)
資格取得届 (ア)	
氏名変更届・住所変更届 (イ)	
計 (ア+イ)	

市町村の総合窓口等でのワンストップサービスの実施等により、被保険者に対して、納付督促を行っていない場合は、計上できません。

①(ア)資格取得届出受理時並びに(イ)氏名変更届及び住所変更届受理に際し、納付督促を実施した件数を計上すること。  
②年金事務所から(市町村の受付印がほしい等の理由で)回送されたもの等納付督促していないことが明らかなものは件数から除くこと。

口座振替申出件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 ② (c) (a×b)
0 件	500 円	0 円

クレジットカード納付申出件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 ③ (c) (a×b)
0 件	500 円	0 円

前納申出件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 ④ (c) (a×b)
0 件	500 円	0 円

算定額の合計 (①+②+③+④) 0 円

令和6年度 国民年金等事務に係る市町村との協力・連携計画書

都道府 県番号	都道府県名	市町村 番号	市 町 村 名
0	0	0	0

協力・連携の内容	国民健康保険等の公金と併せた口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進 (交付要綱の8の(2))
----------	---

実 施 計 画	積 算 内 訳
---------	---------

国民健康保険等の公金と併せた口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進

[実施方法]

口座振替等促進件数(見込)については、口座振替、クレジットカード納付及び前納の申出がまだされていない被保険者を対象に、国民年金担当窓口以外において国民健康保険や介護保険その他市町村民税などの公金と併せて、国民年金保険料の納付督促を実施した件数を計上してください。

[年間延べ対象(予定)者数]

様式第3号と同様に件数を見込計上してください。

※件数の数値については前年度実績を参考にしてください。

様式第3号「資格取得時等における納付督促、口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進」と重複計上はしないでください。

口座振替等促進件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 ① (c) (a×b)
0 件	220 円	0 円

(注1) 「口座振替等」 口座振替、クレジットカード納付及び前納の促進  
※ ただし、納付督促の実態を伴わない場合は件数から除くこと。

口座振替申出件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 ② (c) (a×b)
0 件	500 円	0 円

クレジットカード納付申出件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 ③ (c) (a×b)
0 件	500 円	0 円

前納申出件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 ④ (c) (a×b)
0 件	500 円	0 円

算定額の合計 (①+②+③+④)

0 円

令和 6 年度 国民年金等事務に係る市町村との協力・連携計画書

都  
県

算定期間については、当該年度の4月～3月になります。

積算内訳については、実績を勘案するなどして見込まれる経費から国民年金分を按分して計上していただきます。

※提出後、当局にて積算内訳の内容を確認いたしますので積算根拠等を詳細にご記載ください。

協力・連携の内容	保険料納付督促及び制度周知に関する (1)～(3)の合算額をご記載ください。	掲載 (交付要綱の 8 の(3))	算 定 額	
実 施 計			算 定 額	
保険料納付督促及び制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載			0 円	
(1) 広報誌への掲載 (主な広報誌名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が発行する広報誌等に、保険料納付督促及び制度周知に関する広報記事を掲載した場合、対象となります。</li> <li>・「年金の日」等の周知(広報誌への掲載)に係る経費は対象となります。</li> <li>・年金個人情報流出を口実とした犯罪の防止の周知(広報誌への掲載)に係る経費は対象となります。</li> </ul>			
(2) 制度周知パンフレット等の作成 (主なパンフレット名)	<p>※国民年金基金制度に関する広報経費につきましては、その実施主体である国民年金基金が負担すべきとの考えから協力連携費の対象外です。</p>			
(3) その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構が作成する制度周知パンフレット等を市町村において使用する経費が対象となります。</li> <li>・「年金の日」等の周知(ポスター掲示・リーフレット配付)に係る経費は対象となります。</li> <li>・「公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業」で厚生労働省年金局から配布されたパンフレット、ポスター等を使用し制度周知を行う経費(人件費、コピー代、郵送料、委託料など)は、対象となります。(パンフレット等に市町村のキャラクターやロゴを配置する費用等も含まれます。)</li> </ul> <p>※市町村が独自にパンフレットを作成した場合の費用については、原則として交付金の対象とはなりません。</p>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が運営するホームページの掲載(作成費及び管理費を含む)、電波及び有線を使用したテレビ(ケーブルテレビを含む)及びラジオ(防災行政無線含む)、懸垂幕や電光掲示板及び看板で広報を行った場合は、対象となります。</li> <li>・厚生労働省年金局から配布された「公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業」で作成された動画等を市町村が運営するホームページの掲載、電波及び有線を使用したテレビ(ケーブルテレビを含む)及び電光掲示板及び看板で広報を行った場合も対象となります。</li> </ul> <p>※事前に地方厚生(支)局及び日本年金機構(年金事務所等)と協議していない上記の広報については、措置の対象となりませんのでご注意ください。</p>		
			<p>広告収入による収益を差し引いた額を計上してください。</p>	
算 定 額 の 合 計			0 円	



令和 6 年度 国民年金等事務に係る市町村との協力・連携計画

都道府県 市町村名

協力・連携の内容 市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談 (交付要綱の 8 の(4))

年金手帳廃止、基礎年金番号通知書の制度周知に関する照会や相談等の対応については、年金制度の周知に関する相談件数の見込みを計上してください。

「ねんきん定期便(公的年金シミュレーター含む)」に係る各種相談については相談件数の見込みを計上してください。

実 施 計 画

積 算

市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談

市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談 (来訪、電話、文書)

○ 市町村において行われる業務や年金制度の周知に関する相談 (来訪相談、電話相談)

**以下の件数を見込計上してください。**  
 ・被保険者から市町村へ照会があり対応した件数(窓口装置を用いた情報提供(年金記録交付)を含む)。  
 ・被保険者から日本年金機構を通じて照会があり対応した件数。  
 ・厚生(支)局年金審査課から照会があり対応した件数。

※件数の数値については前年度実績を参考にしてください。  
 ※原則として日々の積み上げ件数となります。  
 ※件数の把握は、市町村ごとの把握方法で構いません。日々の実績件数がかかるように日計表や正の字などで記録してください。  
 ※被保険者への免除制度に係る説明をはじめ、法定受託事務の範囲内の相談は除いて計上してください。  
 ※市町村内の他部署からの相談については、内部事務のため件数計上できません。  
 ※日本年金機構のコールセンター等へ単に案内のみを行った場合は除いて計上してください。

○ 被保険者名簿等の交付

件数の把握につきましては市町村によって様々かと思われませんが、審査等にて積算根拠等を求める場合がありますので、必ず件数の根拠を提示できる資料(日計表等)を作成していただくようお願いいたします。

相談の内訳	相談件数 (a)	単 価 (b)	算 定 額 (c) (a×b)
来訪相談 (見込) (令和 6 年 1 月～令和 6 年12月)	0 件	590 円	0 円
電話相談 (見込) (令和 6 年 1 月～令和 6 年12月)	0 件	590 円	0 円
文書相談 (電子メール含む) (見込) (令和 6 年 1 月～令和 6 年12月)	0 件	590 円	0 円

※ 届書等の記載要領に関する問い合わせは除くこと。  
 ※ 免除制度に係る説明をはじめ、法定受託事務の範囲内の相談は除くこと。  
 ※ 市町村内の他部署からの相談は除くこと。  
 ※ 日本年金機構より貸与された窓口装置を用いた相談は相談の内訳別に計上すること。  
 ※ ねんきんネットを用いた情報提供件数計上は、窓口装置を用いた情報提供として計上すること。

相談の内訳	交付件数 (a)	単 価 (b)	算 定 額 (c) (a×b)
被保険者名簿等の交付 (見込) (令和 6 年 1 月～令和 6 年12月)	0 件	590 円	0 円

※ 日本年金機構より貸与された窓口装置を用いた情報提供 (年金記録交付) は被保険者名簿等の交付に含めること。

算 定 額 の 合 計 0 円

令和6年度 国民年金等事務に係る市町村との協力・連携計画書

都道府 県番号	都道府県名	市町村 番号	市 町 村 名
0	0	0	0

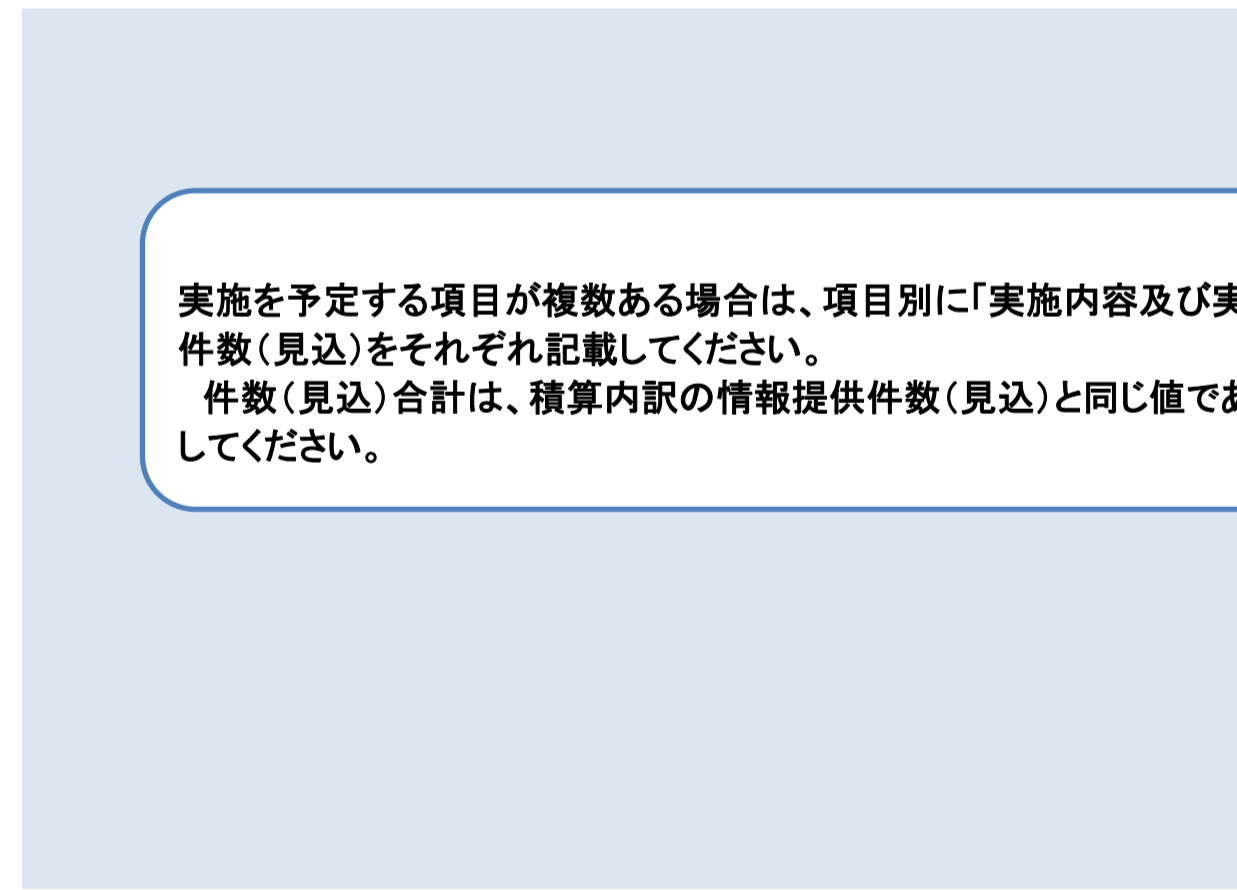
協力・連携の内容	日本年金機構との合意により行われる各種情報提供 (交付要綱の8の(5))								
	額	積 算 内 訳							
日本年金機構 ① 「国 (平 長通 の1号)	0 円	免除勸奨及び国民年金保険料の強制徴収に使用するために所得情報を①ア・紙媒体または①イ・磁気媒体で提供した件数(被保険者1人につき1件)を見込計上してください。 市町村が確認し、「所得情報の記録なし」と回答した場合も、件数に計上できます。  ※件数等の数値については前年度実績を参考にしてください。  ※継続免除・申請免除・学生納付特例の審査に必要な所得情報提供は法定受託事務のため計上できません。							
		①ア 磁気媒体によらずに情報提供を行った市町村 <table border="1"> <tr> <td>情報提供に係る被保険者数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)</td> <td>単 価 (b)</td> <td>算 定 額 (c) (a×b)</td> </tr> <tr> <td>0 件</td> <td>30 円</td> <td>0 円</td> </tr> </table>		情報提供に係る被保険者数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 (c) (a×b)	0 件	30 円	0 円
		情報提供に係る被保険者数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 (c) (a×b)					
		0 件	30 円	0 円					
①イ 磁気媒体により情報提供を行った市町村 <table border="1"> <tr> <td>情報提供に係る被保険者数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)</td> <td>単 価 (b)</td> <td>算 定 額 (c) (a×b)</td> </tr> <tr> <td>0 件</td> <td>30 円</td> <td>0 円</td> </tr> </table>		情報提供に係る被保険者数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 (c) (a×b)	0 件	30 円	0 円		
情報提供に係る被保険者数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 (c) (a×b)							
0 件	30 円	0 円							
②電話番号の情報提供 <table border="1"> <tr> <td>情報提供件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)</td> <td>単 価 (b)</td> <td>算 定 額 (c) (a×b)</td> </tr> <tr> <td>0 件</td> <td>190 円</td> <td>0 円</td> </tr> </table>		情報提供件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 (c) (a×b)	0 件	190 円	0 円		
情報提供件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 (c) (a×b)							
0 件	190 円	0 円							
② 電話 ③ 法定 ける	円	日本年金機構への被保険者の電話番号の情報提供の件数を見込計上してください。 ※件数の数値については前年度実績を参考にしてください。  ※市町村で受け付けた届出(資格取得届等)を電子媒体で提出している場合であって当該電子媒体に電話番号を入力して提出している場合、又は、別途、一覧表や届出の写しにより電話番号を提供した場合は件数に計上できません。 本人が電話番号を記入した届書(免除申請書等)をそのまま紙媒体で進達する場合は、件数に計上できません。  ※複数の届書が同日に提出された場合は届書ごとではなく、被保険者ごとに1件として計上してください。  ※被保険者が対象となり、受給権者は対象外です。							
		③法定受託事務以外の申請書等回送 <table border="1"> <tr> <td>申請書等送付件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)</td> <td>単 価 (b)</td> <td>算 定 額 (c) (a×b)</td> </tr> <tr> <td>0 件</td> <td>500 円</td> <td>0 円</td> </tr> </table>		申請書等送付件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 (c) (a×b)	0 件	500 円	0 円
申請書等送付件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単 価 (b)	算 定 額 (c) (a×b)							
0 件	500 円	0 円							
		基礎年金番号通知書再交付申請書の日本年金機構(年金事務所)への回送については、法定受託事務以外の申請書等回送に見込計上してください。							
		算 定 額 の 小 計	0 円						

令和6年度 国民年金等事務に係る市町村との協力・連携計画書

都道府県番号	都道府県名	市町村番号	市町村名
0	0	0	0

協力・連携の内容		日本年金機構との合意により行われる各種情報提供 (交付要綱の8の(5))							
実施計画	該当区分	算定額	積算内訳						
④ ①から③までのほか、日本年金機構との合意により行われる情報提供等(令和6年1月～令和6年12月)	<input type="checkbox"/>	0円							
ア 居室番号の情報提供(「住所変更等の届出省略に係る居室番号の補完事業について(協力依頼)」(平成23年8月30日付け年管管発0830第2号厚生労働省年金局事業管理課長通知)に基づくマンション等の居室番号の情報提供)	<input type="checkbox"/>	0円	<p>ア 居室番号の情報提供</p> <table border="1"> <tr> <td>情報提供件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)</td> <td>単価 (b)</td> <td>算定額 (c) (a×b)</td> </tr> <tr> <td>0件</td> <td>115円</td> <td>0円</td> </tr> </table>	情報提供件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単価 (b)	算定額 (c) (a×b)	0件	115円	0円
情報提供件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単価 (b)	算定額 (c) (a×b)							
0件	115円	0円							
イ 国民年金法第89条第2号に規定する法定免除該当者等の情報提供(「国民年金法第89条第2号に規定する法定免除の該当者等に関する事務の取扱いについて」(平成25年10月22日付け年管管発1022第7号厚生労働省年金局事業管理課長通知)に基づく法定免除該当者等の情報提供)	<input type="checkbox"/>	0円	<p>イ 国民年金法第89条第2号に規定する法定免除該当者等の情報提供</p> <table border="1"> <tr> <td>情報提供件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)</td> <td>単価 (b)</td> <td>算定額 (c) (a×b)</td> </tr> <tr> <td>0件</td> <td>115円</td> <td>0円</td> </tr> </table>	情報提供件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単価 (b)	算定額 (c) (a×b)	0件	115円	0円
情報提供件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単価 (b)	算定額 (c) (a×b)							
0件	115円	0円							
ウ ア及びイの他、厚生労働大臣が特に必要と認めたもの [実施内容及び実施時期]	<input type="checkbox"/>	0円	<p>ウ その他(厚生労働大臣が必要と認めたもの)</p> <table border="1"> <tr> <td>情報提供件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)</td> <td>単価 (b)</td> <td>算定額 (c) (a×b)</td> </tr> <tr> <td>0件</td> <td>115円</td> <td>0円</td> </tr> </table>	情報提供件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単価 (b)	算定額 (c) (a×b)	0件	115円	0円
情報提供件数(見込) (令和6年1月～令和6年12月) (a)	単価 (b)	算定額 (c) (a×b)							
0件	115円	0円							
<p>実施を予定する項目が複数ある場合は、項目別に「実施内容及び実施時期」及び件数(見込)をそれぞれ記載してください。 件数(見込)合計は、積算内訳の情報提供件数(見込)と同じ値であることを確認してください。</p>			<p>その他 様式第7号(その1)の①から③及び(その2)の④のうち、居室番号の情報提供、国民年金法第89条第2号に規定する法定免除該当者の情報提供の項目に基づく情報提供以外に市町村と年金事務所などで情報提供が必要とされた項目がある場合にはその件数を見込計上してください。</p>						
		算定額の合計	0円						
		算定額の合計	0円						

マンション等の居所番号が住基に反映されていない一部の対象市町村が計上できません。



実施を予定する項目が複数ある場合は、項目別に「実施内容及び実施時期」及び件数(見込)をそれぞれ記載してください。  
件数(見込)合計は、積算内訳の情報提供件数(見込)と同じ値であることを確認してください。

その他  
様式第7号(その1)の①から③及び(その2)の④のうち、居室番号の情報提供、国民年金法第89条第2号に規定する法定免除該当者の情報提供の項目に基づく情報提供以外に市町村と年金事務所などで情報提供が必要とされた項目がある場合にはその件数を見込計上してください。



令和6年度 国民年金等事務に係る市町村との協力・連携計画書

都道府 県番号	都道府県名	市町村 番号	市 町 村 名
0	0	0	0

協力・連携の内容	その他地域の実情を踏まえた協力 (交付要綱の8の(6))										
実 施 計 画	積 算 内 訳										
<p>その他地域の実情を踏まえた協力</p> <p>① 申請免除該当者に係る案内状送付等による申請手続きの周知</p> <p style="text-align: right;">0 円</p>	<p style="text-align: center;"><b>産前産後期間免除勧奨対象者を含む</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協 力 内 容</th> <th>申請手続きの周知 (見込) (a)</th> <th>単価 (円) (b)</th> <th>算定額 (円) (c) (a×b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村職員による周知 (見込) (令和6年1月～令和6年12月)</td> <td style="text-align: center;">0 件</td> <td style="text-align: center;">500 円</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> </tbody> </table>	協 力 内 容	申請手続きの周知 (見込) (a)	単価 (円) (b)	算定額 (円) (c) (a×b)	市町村職員による周知 (見込) (令和6年1月～令和6年12月)	0 件	500 円	0 円		
協 力 内 容	申請手続きの周知 (見込) (a)	単価 (円) (b)	算定額 (円) (c) (a×b)								
市町村職員による周知 (見込) (令和6年1月～令和6年12月)	0 件	500 円	0 円								
<p>② 障害者手帳交付者等への障害年金請求手続きの周知・案内</p> <p style="text-align: right;">0 円</p> <p>市町村の障害者手帳等交付窓口において、障害者手帳等交付時に 日本年金機構から市町村あてに送付するパンフレット等を用いて障害年金請求手続き等を周知・案内した場合は交付金の算定の対象とする。</p> <p><b>【障害者手帳交付者等に対する流れ】</b></p> <p>① 障害者手帳等交付時に障害年金未請求者に対して、日本年金機構作成のパンフレット等を手交すると共に、手帳担当部局から年金担当部局へ対応を引き継ぐ。</p> <p>② 年金担当部局は以下の障害年金の相談をする。</p> <p>1. 障害年金請求先の調査 障害年金を受給するためには、各種年金制度等の加入期間中に障害の原因となった傷病の初診日があること等が必要であることを説明し、相談で申し出た初診日等から請求先の調査を行う。</p> <p>2. 程度要件の説明 障害年金を受給するためには、障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月前に症状が固定した日)または請求日において、各種年金制度等が定める障害の程度に該当することが必要であることを説明する。</p> <p>3. 保険料納付要件の説明 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること、または直近の1年間に保険料の未納期間がないこと等の要件を満たす必要があることを説明する。</p> <p>4. 等級の違いに関する説明 「障害者手帳の障害等級」と「各種年金制度の障害等級」は、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けても障害年金は受けられないこともあると示唆しておくこと。</p> <p>③ 【請求先の案内】上記②の1～4、請求手続き先及び障害年金請求の可否等について手帳交付者へ案内する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協 力 内 容</th> <th>周知・案内件数 (a)</th> <th>単価 (円) (b)</th> <th>算定額 (円) (c) (a×b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村職員による周知・案内 (見込) (令和6年1月～令和6年12月)</td> <td style="text-align: center;">0 件</td> <td style="text-align: center;">1,760 円</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【交付金の対象】</b> あくまでも①を踏まえて②、③まで行った場合に交付金措置(1,760円)とする。 (①だけでは交付金措置しない。また、通常の相談との重複は不可とする。)</p> <p><b>【件数の把握】</b> 年金担当部局では、障害年金の請求にかかる①を踏まえた相談を日々数え、通常の相談とは切り分けて件数の把握をお願いします。(電話での件数は含まれません。)</p> <p>市町村の窓口で①、②、③のすべてを行った場合に協力連携での交付金の対象となります。 障害者手帳等交付者が、日本年金機構と相談して作った書類を市町村へ提出した場合には、②が存在しないので、協力連携での交付金の対象とならず、法定受託事務として交付金措置がなされます。</p> <p><b>《その他留意事項》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周知・案内の結果、障害年金の受給要件に該当しないことが判明した場合も、交付金の対象となります。</li> <li>障害者手帳交付者等とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者のことを指し、1級、2級に限らず、すべての等級を対象とします。</li> <li>様式第6号の来訪相談(590円)と重複での計上はできません。</li> </ul>	協 力 内 容	周知・案内件数 (a)	単価 (円) (b)	算定額 (円) (c) (a×b)	市町村職員による周知・案内 (見込) (令和6年1月～令和6年12月)	0 件	1,760 円	0 円		
協 力 内 容	周知・案内件数 (a)	単価 (円) (b)	算定額 (円) (c) (a×b)								
市町村職員による周知・案内 (見込) (令和6年1月～令和6年12月)	0 件	1,760 円	0 円								
	算 定 額 の 小 計	0 円									

令和6年度 国民年金等事務に係る市町村との協力・連携計画書

都道府 県番号	都道府県名	市町村 番号	市 町 村 名
0	0	0	0

協力・連携の内容	その他地域の実情を踏まえた協力 (交付要綱の8の(6))		
----------	------------------------------	--	--

実 施 計 画	該 当 区 分	算 定 額	積 算 内 訳
その他地域の実情を踏まえた協力  ③ ①及び②のほか、地域の実情を踏まえ国民年金事業を安定的に運営して いくために市町村と厚生労働大臣が特に必要があると認めたもの  [実施内容及び実施時期] <div style="background-color: #e0e0e0; height: 100px; width: 100%;"></div>	<input type="checkbox"/>	0 円	
日本年金機構との合意により行われる情報提供に必要なシステム修正等	<input type="checkbox"/>	0 円	内容及び算定額は様式第9号に記入

算定期間については、それぞれ当該年度の4月～3月となります。

内容を明らかにするとともに、所要額が確認できる資料(それぞれの領収書もしくは見積書、請求書の写し等)を添付すること。

※様式第5号以外の対象経費で、市町村の協力による「年金の日」等の周知(行事の開催等)に係る経費については、措置の対象とします。

※様式第5号以外の対象経費で、「公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業」で厚生労働省年金局から配布された業務支援ツール及び研修ツールに係る経費(人件費、コピー代、郵送代、委託料、集合研修の開催費用など)は、措置の対象とします。

		算 定 額 の 小 計	0 円
		算 定 額 の 合 計	0 円

令和6年度 国民年金等事務に係る市町村との協力・連携計画書

都道府 県番号	都道府県名	市町村 番号	市 町 村 名
0	0	0	0

協力・連携の内容		その他地域の実情を踏まえた協力（交付要綱の8の(6)） 日本年金機構との合意により行われる情報提供に必要なシステム修正等 (様式第8号(その2))			開発・修正状況		処理形態						
システム修正等の内容	システム開発（プログラム修正）の内容	開発・修正による効果	地方厚生（支）局及び日本年金機構への協議内容	所要経費		新規・修正の別	プログラムのステップ数						
				所要額	積算内訳								
	<p>算定期間については、当該年度の4月～3月となります。</p> <p>見込計上された算定額については、自動的に様式第8号(その2)に集計されます。</p> <p>※システム修正等の内容を明らかにするとともに、所要額が確認できる資料(それぞれの機器に係る領収書もしくは見積書、請求書の写し等)を添付してください。</p>							新規		A. 単独導入 B. 共同導入 C. 単独委託 D. 共同委託 共同利用市町村名			
											修正	修正部分にかかる修正後	
													既存
												計	総ステップ数
				算定額	0円			算定額合計	0円				
地方厚生（支）局の意見及び見解													

SE1人当たりの平均単価  
(円)  
PG1人当たりの平均単価  
(円)